

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 龍郷町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	97.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.6 %
全職員	64.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	98.0 %
本庁課長補佐相当職	96.0 %
本庁係長相当職	100.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.1 %
31～35年	94.9 %
26～30年	88.9 %
21～25年	88.2 %
16～20年	81.3 %
11～15年	86.7 %
6～10年	97.6 %
1～5年	98.9 %

【説明欄】

- ・「本町部局長・次長相当職」区分には該当の職員がいない。
- ・職員区分の「全職員」の男女の給与の差異の率が64.3%と「任期の定めのない常勤職員」97.7%及び「任期の定めのない常勤職員以外の職員」89.3%に比べ低くなっている理由としては、任期の定めのない常勤職員外の職員（短時間勤務会計年度任用職員）の女性職員の割合が高いため低率となっている。（会計年度任用職員は報酬及び期末手当のみで他の手当の支給がない）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。